

金融情報(主な制度融資のご案内)

平成29年9月13日現在

制度名	貸付限度額	用途	返済期間	利率	申込先	
新津商工会議所	会員向け特別融資制度	新潟市秋葉区新津地域内全金融機関と提携し、金利、スピード面などの優遇措置を設けた新津商工会議所会員に限定した融資制度です。申込みには、当初発行の「会員確認書」が必要となります。貸付限度額や利率等は、お取引先金融機関にお問い合わせ願います。				各金融機関
	勤労者福祉共済福利厚生資金貸与	新津商工会議所勤労者福祉共済加入事業所に勤務する従業員を対象とした貸付制度です。貸付限度額(30万円)利率(2.45%)となっておりますが、詳細は当所までお問い合わせ願います。				各金融機関
日本政策金融公庫	経営改善貸付	2,000万円	運転設備	7年以内 10年以内	1.11%	新津商工会議所
	※経営改善貸付は、無担保・無保証人融資制度です。(通称:マル経融資) 融資対象者は、下記の要件を全て満たした方のみとなります。 ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方 ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方 ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下(宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方 ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方					
	普通貸付	4,800万円	運転設備	7年以内 10年以内	基準利率 1.81%~2.40%	金融公庫
	セーフティネット貸付	4,800万円	運転設備	8年以内 15年以内		金融公庫
新潟市	地方産業育成資金	1,000万円	運転設備	5年以内 7年以内	信保付1.7%~1.9% その他 2.20%	各金融機関
	一般融資	2,000万円	運転設備	5年以内 ※5年超あり	信保付 1.60% その他 2.10%	各金融機関
	夏期・年末資金	700万円	運転	6ヶ月以内	信保付 1.50% その他 2.00%	各金融機関
	中小企業資金繰り円滑化借換融資	3,000万円	既市制度融資借入金の返済	10年以内	1.65%	各金融機関
	中小企業開業資金(一般開業)	500万円	運転設備	7年以内 10年以内	5年以内 1.80% 5年超 2.00%	各金融機関
新潟県	経営安定資金(一般枠)	4,000万円	運転設備	5年以内 7年以内	信保付A 1.90% 信保付B 2.10%	各金融機関
	セーフティネット資金(経営支援枠)	5,000万円	運転	7年以内	3年以内 1.25% 3年超 1.45%~	各金融機関

U・Iターン創業補助金募集のご案内

- 応募対象者：下記のいずれかに該当し、交付決定日以降、平成30年2月28日までに起業する方
 - ・U・Iターンにより県内に移住し起業する方。
 - ・進学を契機に県内に在住している県外出身の大学生等で、県内で起業する方。
 - ・有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する方。
- 助成対象事業
 - 助成事業の実施期間内に創業に至る事業計画(1年以上の事業継続が見込まれ、3年以上の事業計画を策定するもの)
- 助成金の交付条件(助成限度額及び助成率)
 - 創業に必要な経費(下限額50万円)の2分の1以内を支援し100万円を上限に助成。ただし、1人以上の新規雇用を伴う場合で、助成対象経費が200万円を超える場合については、上限を300万円。
 - ※1 雇用保険の一般被保険者となる労働者であること。ただし3親等以内の親族を除く。
 - ※2 助成金額のうち、「事務所の増改築費」に係る金額の合計は50%未満とする。
- 助成対象経費
 - 事業拠点開設費：機械設備、工具器具等の購入費用、事業所の増改築費、事業用車両購入費、法人登記費用、消耗品費等
 - 事業促進費：人件費(本人、3親等以内の親族を除く)、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費等
- 応募の方法
 - ・申請受付後、随時審査し採否を決定。予算がなくなり次第募集を終了。
 - ・申請には、創業予定地域の商工会・商工会議所、金融機関から「確認書」の発行を受ける必要があります。
 - ①申請書の作成→②商工会議所・商工会・金融機関の確認→③申請書類の提出
- 公募締切日 平成29年10月31日(火) 17:30まで必着

U・Iターン創業補助金(高成長要件)募集のご案内

- 応募対象者：下記の全ての要件に該当し、申請日以降、平成31年2月28日までに起業する者。
 - ①申請日時時点で40歳未満の者。
 - ②次のいずれかに該当する者。
 - ア. U・Iターンにより県内に移住し起業する者。U・Iターンとは新潟県外の居住者が新潟県内に転居することをいいます。また、起業準備等のために既に新潟県内に転居している者も対象とします。
 - イ. 進学を契機に県内に在住している県外出身の大学院生等で、県内で起業する者。
 - ウ. 有期雇用契約等により県内へ転居して就業している県外出身者で、県内で起業する者。
 - ③平成30年2月に新潟県内で開催するビジネスプランコンテスト決勝大会に参加し、審査の結果、優秀賞を受賞した者。
- 助成対象事業：次に掲げる全ての事項を満たす事業が対象となります。
 1. 1年以上の事業継続が見込まれるもの。
 2. 3年以上の事業計画を策定するもの。
 3. 風俗営業、性風俗営業、公序良俗に反する事業のほかN I C Oが不適当と判断する事業ではないもの。
- 助成事業の実施期間：交付決定日(ビジネスプランコンテスト決勝大会当日を予定)から、次に掲げる期日のうち、いずれか早い方の日までとする。(但し平成30年3月1日から平成30年3月31日までの期間は助成事業の実施期間から除く)
 1. 開業1年後に当たる日。
 2. 平成31年2月28日。
- 助成金の交付条件(助成限度額及び助成率)
 - 創業に必要な経費の3分の2以内を支援し、500万円を上限に助成します。助成金の交付は経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。
- 助成対象経費：下記のうち、助成事業の実施期間に契約、取得、支払が完了する経費が対象です。また、助成金額のうち「事業所の増改築費」に係る金額の合計は全体の50%未満とする。
- 事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、事業用車両購入費、法人登記費用、消耗品費。
- 事業促進費：人件費(本人、役員、3親等以内の親族を除く)、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費。
- 応募方法：募集案内をご確認の上、申請書類を作成しN I C Oまで提出してください。
- 募集期間：平成29年12月25日(月) 17:30まで必着

【問い合わせ・申請書提出先】(公財)にいがた産業創造機構 経営支援グループ 創業・経営革新チーム
TEL:025-246-0051/FAX:025-246-0030
【ビジネスプランコンテストについてのお問い合わせ】新潟起業チャレンジ事務局 TEL:025-282-5600

講演会・セミナーに参加してスキルアップを目指しましょう

青色申告者のみなさん、現金出納帳はつけていますか？ 記帳相談会開催のお知らせ

所得税の算出のしくみ、記帳や帳簿などの保存の必要性など、どんなことでもお気軽にご相談ください。ご相談は無料です。
 〈日時〉11月9日(木) 13:00~16:00
 〈会場〉新津商工会議所3階会議室
 〈相談員〉当所記帳指導職員
 〈申込先〉新津商工会議所 TEL:0250-22-0121
 (※事前にご予約をお願いします。)

軽減税率制度等説明会を開催します

新津税務署では、事業者の方を対象として、「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催します。
 多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

- 日 時/10月17日(火) 午後1時30分~3時
 - 会 場/秋葉区役所 6階会議室
 - 対 象/個人事業者及び法人
 - 料 金/無料
 - 定 員/100人
 - 持 ち 物/筆記用具
 - 問合わせ/新津税務署 法人課税部門 TEL:0250-22-2151 (代表)
- [お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。]



青年部だより
日本商工会議所青年部 第37回北陸信越ブロック大会富山大会に参加!
 9月16日(土)、新潟県燕市にて開催された、日本商工会議所青年部第37回北陸信越ブロック大会燕大会に参加して参りました。
 本大会は新潟・富山・石川・長野より約1,300名の登録があり、新津YEGから17名の参加でした。式典で新津YEGの紹介を受けた時には全員でその場で立ち上がり、単会PRを行いました。
 また、大懇親会では普段集い合えない仲間と交流する機会がない県外のYEGメンバーと意見交換が出来た貴重な場となりました。
新しい自分探し!
青年部で始めませんか!!
 新津商工会議所青年部会員募集!
 ■入会資格
 新津商工会議所会員事業所の経営者・後継者並びに従事者で49歳以下の方
 ■事業活動
 ・会員メンバーとの異業種交流・親睦会の開催!・講演会、研修会を通じてスキルアップ!
 ・まちづくり推進活動や地域活性化イベントへの企画や参加!

お問い合わせ
 新津商工会議所青年部事務局
 TEL:0250-22-0121
 (担当:榎、真野)
 E-mail:n-yeg@fsinet.or.jp
 新津商工会議所青年部 検索

必ずチェック最低賃金!使用者も、労働者も
 平成29年10月1日から新潟県最低賃金が変わりました

時間額:753円 → **時間額 778円**

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

新潟県最低賃金は、従来の時間額753円から25円引き上げられ、本年10月1日から778円になりました。
 新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用されます。この機会に、最低賃金額を確認しましょう。
 <問い合わせ先> 新潟労働局労働基準部賃金室 TEL:025-288-3504
 新潟労働基準監督署 TEL:0250-22-4161

靴なら何でも揃うイザワ
靴のイザワ
 あるく楽しさをお届けします
 ★駐車場あります
 本店 ☎22-0625
 本郷店 ☎21-2223

一快適な暮らしは、安心な水まわりから一
 エコ・太陽光発電設備 エコ・住宅機器販売
 下水道工事 給水工事 電気工事 ガス工事 浄化槽管理 清掃
(株)浄化槽技術センター
 各市町村・水道・下水道指定工事店
 新潟市秋葉区小口878-2 TEL0250-22-2530
 (営業所)中央区・南区・阿賀野市・五泉市 FAX0250-22-2510
 http://www.kaitekimizumawari.com 0120-334-805

太陽光発電承ります
まずはご相談ください
八重電業社 ☎22-3131
ソーワ ☎27-1070